

資料 2

第71回全国植樹祭 式典会場 候補地の選定条件について（案）

（公社）国土緑化推進機構の全国植樹祭等運営要領、先催県での事例、本県の実情等を踏まえ選定条件を設定。この条件に基づき、該当する候補地を複数抽出後、総合的に評価して準備委員会として式典会場候補地を選定。

1. 国土緑化推進機構「全国植樹祭・全国育樹祭運営要領」[第4条(5)～(8)]における会場選定等に係る留意事項

- (1) 植樹祭開催県は、機構と協議の上、会場を選定すること。
この場合、交通、宿泊、宿泊人員、規模等を考慮し、会場の造成に当たっては、極力現地形の有効利用によって地形の変形は必要最小限に止めるものとし、必要があれば、植樹地の分散、会場と植樹地の分離等についても考慮すること。
- (2) 参加人員は、会場の広さ、交通機関の条件等を考慮して定めるものとする。参加者の範囲は、全国植樹祭の目的、性格に適する範囲とすること。
- (3) 全国植樹祭の開催に必要な施設の設置については、極力既存の施設の利用を考慮し、新設する場合は、単一目的、短期利用のものは極力避け、多目的、長期利用可能なものを設置するよう配慮すること。
- (4) 全国植樹祭の開催に当たっては、全国植樹祭の性格、目的に照らし、質素に行うこととし、経費の節減に努めるものとする。

2. 先催県の開催事例（使用した施設・大会規模等）、及び選定条件

…… 別紙 参考資料 3～5

3. 本県における選定方針・選定条件 案

- (1)選定方針 基本構想に定める開催理念や本県の魅力等を具現化・発信可能な会場を選定

- ①島根県は県土の約8割を森林が占る全国有数の森林県。かつて、「たたら製鉄」で使用する木炭生産を繰り返すため、森林の循環利用が成立。戦後、積極的に造成された人工林が利用期を迎えつつある今、新たな林業の循環を進める決意をアピール。
- ②本県の豊かな自然や人々の営みが創り上げてきた歴史・文化（古代神話、「出雲大社造営」や「たたら製鉄」における木材利用等）等の本県の特徴や魅力を全国に発信。

(2)式典会場の選定条件

基本要件

- ①土地利用に制約が無いこと
 - ・ 公有地、公有施設であること
- ②既存施設の活用
 - ・ 大規模な用地造成や修景工事等を要しないこと
- ③荒天会場(※1)の確保
 - ・ 少なくとも1,000人程度以上を収容できる屋内施設
- ④式典運営が可能な会場面積と適切な移動時間の確保
 - ・ 4,000人程度以上の招待者等を収容できる式典会場及びおもてなし広場等を配置可能な面積(1.5ha程度以上)
 - ・ 想定される招待者等宿泊先やレセプション会場(※2)が、式典会場から円滑な移動が可能な地域に確保できること
- ⑤会場への接続道路に迂回路があること
 - ・ 災害や事故等の緊急事態に備え、想定される通行ルートの外に迂回路が存在すること。また、何れの道路も大型バスの通行が可能であること

- ※1：荒天会場は、暴風雨等のため屋外での開催が困難な場合に備えて設定過去の大会において、荒天会場が使用された例は無い
- ※2：大会前日に、両陛下の御来県を歓迎するとともに、全国植樹祭招待者を歓迎し懇親を深める場として開催（参加者数：300～400人）

その他の条件

- ⑥想定される招待者等の宿泊先から会場までのアクセス道路の状況が良好なこと
 - ・ 通行ルートの道路状況(幅員・線形等)が良好で、通行規制は最小限であり、一般車両の通行に大きな影響が生じないことが望ましい
- ⑦会場及び周辺的环境・景観が良好であることが望ましい
 - ・ 会場は、平坦な芝生広場であることが望ましい
 - ・ 会場周辺は、緑に囲まれた良好な環境であることが望ましい
- ⑧おもてなし広場は、式典会場の隣接地に設定可能であることが望ましい
- ⑨会場となる施設内又は隣接地等に、大型バス乗降所、式典運営等関係車両の駐車場(50台程度以上)を配置できることが望ましい
- ⑩森林・林業面、歴史・文化面等でのアピール度
 - ・ 会場となる場所やその周辺が、本県の特徴や魅力を現すなど、アピール度が高いことが望ましい
- ⑪会場所在市町村が全国植樹祭の開催に協力的であることが望ましい